

□ 2023年度 コージェネ導入関連優遇税制措置

所管 省庁	措置概要	対象分野		設備取得期間	参考URL	
		業務用 産業用	家庭用			
経済産業省	中小企業経営強化税制 (所得税・法人税・法人住民税・事業税) 中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資が対象	即時償却 又は 取得価格の10%を税額控除 (資本金3千万円超1億円以下の法人は7%税額控除) ・生産等設備が対象 ・最新モデルである必要はない ※コージェネ財団が証明書発行団体となっている(会員企業のみ)	○	×	~ 2025.3.31	中小企業経営強化税制 工業会証明書の取得の手引き
	中小企業投資促進税制 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)	特別償却30% 又は 税額控除7% (税額控除は資本金3千万円以下の中小企業者等に限る)	○	×	~2025.3.31	中小企業投資促進税制
	生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置 市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業が対象	固定資産税(通常、評価額の1.4%) ・計画中に賃上げ表明に関する記載なし:3年間、課税標準を1/2に軽減 ・計画中に賃上げ表明に関する記載あり:以下の期間、課税標準を1/3に軽減 ①2024年3月末までに設備取得:5年間 ②2025年3月末までに設備取得:4年間	○	×	~2025.3.31	先端設備等導入制度による支援
	中小企業防災・減災投資促進税制 (所得税、法人税) 「(連携)事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者が対象	特別償却18% (2025年4月1日以降に取得等をする場合は16%) ・自家発電設備等が対象	○	×	~2025.3.31	中小企業防災・減災投資促進税制の運用に係る実施要領
	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)	脱炭素効果の高い先進的な投資について、10%もしくは5%の税額控除 又は50%の特別償却 ・脱炭素化を加速する製品の生産設備、生産プロセスを大幅に脱炭素化するための最新設備が対象	○	×	~ 2024.3.31	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制